

連合愛媛 2012春季生活闘争方針を決定!!



2月28日(火)13時00分より、愛媛県労働会館において「第24回地方委員会」を開催しました。当日は、連合本部非正規労働センター寺田総合局長をはじめ民主党の渡部幹事長、社民党中央村副幹事長など多数の来賓をお迎えし、県内各地より構成組織からの代議員を含め90名が参加しました。

はじめに、木原会長は、「『震災からの復旧・復興』、そして『歴史的な円高と産業空洞化』など構造的な課題に直面しており、先行不透明感が強まっています。これらを打破し長期化するデフレを解消し国内経済を活性化していくための重要な取り組みであります。この愛媛に働く生活底上げには皆さん方の交渉結果に掛かっております。粘り強い交渉をお願いするところであります。一方、政治については、多くの課題が山積する中、何と言っても政治の安定が必要不可欠であります。足の引っ張り合いや批判ばかりするのではなく、対案をキッチリ出して論議することをしない限り日本再生の道はありません。民主党の再生に期待したいと思います」とあいさつしました。

その後議事に入り、(2011年10月～2012年2月)の活動報告を行うとともに、新規加盟組織の紹介では、今治造船・今治支部が連合愛媛へ加盟することを承認するとともに、2012春季生活闘争の方針では、①具体的要求額8,500円以上賃上げ、②パート労働者の時給35円以上賃上げ、③すべての労働者の処遇改善、等を確認し、地方委員会アピールを採択しました。

最後に、木原会長の音頭でガンバローを三唱し会を締めくくりました。

引き続き、特別記念講演として「職場からはじめよう運動」と題して学習会を行い、連合本部非正規労働センター 寺田総合局長より連合の考え方等の提起が行われ、参加者と情報共有を行いました。最後に、各構成組織においても非正規労働者に関する取り組みの強化を行っていくことについて全体で確認し、学習会を終了しました。



「被災地のがれき受け入れ要請」

2月20日(月)に、愛媛県に対して、東日本大震災で発生したがれきを県内で受け入れるための取り組みを強化するように要請行動を行いました。

はじめに、木原会長は「被災地の復旧・復興が進まないひとつとして、がれき処理への対応である」と強調し、受け入れに理解を求めました。

中村知事から「がれきは東北3県で処理しきれる量を凌駕している。しかし、安全性への懸念も寄せられたり、国が責任を持って安全性を担保・検査するのをまっている状況である」と見解を示しました。

【要請書骨子】

震災後1年たった現在、被災地、とりわけ津波の被害を被ったところでは、がれきの撤去はされたものの、そのほとんどは仮置き場にうずたかく積み上げられたままとなっており、復興・再生の妨げの要因の一つとなっています。

各自治体における、こうしたがれきの受け入れについては、処分方法や中間処理施設の確保などの問題に加え、原子力事故による残留放射線の影響などを理由に消極的な対応が目立っています。

がれきを受け入れる側の自治体におかれましても、処分方法や中間管理施設の確保、住民への理解活動、放射線数値の公開等、各種課題の解決を果たした上で、一刻も早い被災地のがれき受け入れの実現に向けた各種取り組みの強化を要請します。

① 具体的賃金要求について

1. 具体的な賃金改定要求について

① 連合愛媛傘下の各組合で、賃金カーブの算定が可能な組合は『維持分』を確保し、産別方針をふまえたうえで、a) 賃金カーブの是正、b) 1%を目安とした賃金の適正な配分、c) 格差是正、d) 時給引き上げ等によって、可能な限り賃金改善に取り組む。

② 賃金カーブ維持分の算定が困難な組合については、**8,500円以上**を要求額とする。これは、連合愛媛で実態調査し推計した、中小地場労働者1歳1年間平均間差額**4,100円**に、賃金改善分**2,400円**（※1）と格差是正分**2,000円**（※2）を加えたものである。

※1：上記の賃金改善分2,400円は、表4-2の地場中小平均賃金額の1%相当額。

※2：上記の格差は正分2,000円は、表5-1,3の35歳の全体と中小地場の中位数を比較し、中長期的に改善する額。(239,500円-219,500円=20,000円/10年=2,000円)

2. 生活保障水準（連合愛媛リビングウェイジ・仮称）の目標額

連合愛媛は、誰にでも最低限の生活を保障できる賃金としての「生活保障水準」を示す。その到達目標は、**時間額840円、月額139,000円**とする。

各組合は、生活保障水準をクリアできる全従業員対象の企業内最低賃金協定（時間額）と年齢別最低賃金協定（月額）の締結をめざす。

3. 格差是正のための水準（連合愛媛ミニマム賃金）の目標値

連合愛媛の地域ミニマム賃金については、

20歳（勤続2年）所定内賃金を**159,700円以上**

25歳（勤続7年）所定内賃金を**168,200円以上**

30歳（勤続12年）所定内賃金を**179,400円以上**

35歳（勤続17年）所定内賃金を**191,400円以上**

40歳（勤続22年）所定内賃金を**201,900円以上**

45歳（勤続27年）所定内賃金を**209,000円以上**とする。

各組合は、自らの賃金実態を点検し、この水準を下回る組合は計画的な是正を図ることとする。

② パートタイマー等の賃金改定の取り組み

1. パート労働者の賃金引き上げ

- ① 時間給について、格差是正等を含め**35円以上**の引き上げに取り組む。
- ② 各組合の実態に即した到達目標水準を設定し、その到達運動を推進する。

2. 企業内最低賃金協定について

企業内最低賃金の目標水準

① 到達目標**1,000円程度（絶対額）**

※連合本部の設定した『生活保障水準到達目標額』

② 最低到達目標**840円以上**

※連合愛媛の設定した『生活保障水準到達目標額』

2013年度重点政策の実現に向け

2012連合四国ブロック 政策担当者会議を開催

2月24日(金)～25日(土)に高知県のホテル日航高知ロイヤルにおいて、「2012連合四国ブロック政策担当者会議」が開かれ、連合愛媛からは、政策委員会メンバー等を中心に7名が参加しました。

会議では、連合本部総合政策局 花井圭子局長を始め7名の専門局長等により、①2013年度重点政策素案、②連合「エネルギー政策総点検・見直し」について、本部の考え方や今日までの対応状況等の説明を受け、参加者相互による意見交換を実施しました。参加者から12個の質問が出され、連合本部より見解を示し全体で共有化を図りました。



ピュアフル松山の歓送迎会

